

政令第三百四十一号

特定複合観光施設区域整備法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百三十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法関係手数料令（令和三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第一号イ」を「第四号イ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号を同項第五号とし、同項第一号中「カジノ関連機器等輸入業者に係る検定」を「検定のうちカジノ関連機器等輸入業者に係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 法第二百三十三条第一項第一号に掲げる者のうち法第四百九条（法第五百十条第二項において準用する場合を含む。第三号イにおいて同じ。）において準用する法第四十二条第三項の再交付を申請する者 当該再交付一件につき九千七百円

二 法第二百三十三条第一項第三号に掲げる者 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 法第五十八条第三項において準用する法第一百八条第一項の承認を申請する者 当該承認一件につき、五千七百円に当該承認に係る法第五十八条第三項に規定する確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者の数を乗じた額及び三千五百円の合計額

ロ 法第四百七条第一項（第一号に係る部分に限り、法第五百十条第二項において準用する場合を含む。）の承認を申請する者 当該承認一件につき七万三千三百円

ハ 法第四百七条第一項（第二号に係る部分に限り、法第五百十条第二項において準用する場合を含む。）の承認を申請する者 当該承認一件につき八万八千七百円

三 法第二百三十三条第一項第四号に掲げる者 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 法第四百九条において準用する法第五十二条第一項の認可を申請する者 当該認可一件につき一万二千円

ロ 法第四百八条第二項（法第五百十条第二項において準用する場合を含む。）の認可を申請する者 当該認可一件につき一万九千二百円

第一条第三項中「第一項第一号及び第二号」を「第一項第二号ハ」に、「検定」を「承認」に、「電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等が、法第五十一条第三項第二号に規定する」を「カジノ関連機器等製造業の許可又はカジノ関連機器等外国製造業の認定に係る製造所の構造又は設備が、法第四百十五条第一項第五号（法第五百十条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる」に、「当該設備等」を「当該製造所」に改め、同項第一号中「次項」を「第五項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項（前項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定は、第一項第四号及び第五号に掲げる者に係る手数料の額について準用する。この場合において、前項中「承認」とあるのは「検定」と、「カジノ関連機器等製造業の許可又はカジノ関連機器等外国製造業の認定に係る製造所の構造又は設備が、法第四百十五条第一項第五号（法第五百十条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準」とあるのは「電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等が、法第五百十一条第三項第二号に規定する基準」と、「当該製造所」とあるのは「当該設備等」と読み替えるものとする。

第二条中「手数料は、」の下に「同条第一項第一号から第三号までの申請又は」を加える。

第三条第一項中「第一条第一項第一号イ」を「第一条第一項第四号イ」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。